**◎地域密着型サービス　指定申請・変更届等作成時Q＆A**

・**新規指定を希望しているが、手続きが必要か。**

→事前相談と指定予定日の３か月前の月末までに書類提出をお願いいたします。

・**申請者について変更事項が発生した。**

**事前相談を行い、指定を取り直さないといけないか。**

**→**必ずしも指定を取り直す必要はありません。

（変更届・付表等添付書類の提出をお願いいたします。）

　ただし、他市に所在する事業所の場合は、詳細について確認を行います。

**・変更届の提出に際して押印は必要か。**

→令和４年度の様式改正により、押印は不要になりました。

**・変更事項が複数ある場合、それぞれ変更届の提出が必要か。**

→１枚の変更届にまとめて記載することが可能です。

**・施設の所在地は他市にあるが、現在羽村市の指定を受けている。**

**この場合も、変更事項が発生する度に変更届の提出が必要か。**

→変更届の提出が必要です。

**・登記を提出する場合、原本の提出が必須か。**

→基本的に原本の提出を求めています。

ただし、複数自治体に同様の書類を送付する場合などは、コピーでも可。

**・加算の新規取得・変更を行いたい。提出書類は何か。**

→「介護給付費算定に係る届出書」と「体制等状況一覧表」の提出が必要です。

様式を市公式サイト「地域密着型サービスの指定について」で公開しています。

なお、（特定）処遇改善加算・ベースアップ加算の算定を希望される場合は、

上記２点に加え、「計画書」、「報告書」の提出が必要です。

詳しくは市公式サイト内「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書について」のご確認をお願いいたします。

◎問い合わせ先

羽村市　福祉健康部社会福祉課庶務係　内線477・478